

京都市訓令甲第20号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表区長の項第14号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同項中第17号を削り、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 審議会、審査会等に対する諮問に関すること。

別表区長の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同項第25号中「助役」を「副市長」に改め、同号を同項第24号とし、同項第26号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

別表区役所支所長の項第8号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表支援課長及び支援保護課長の項第9号中「高齢者」の右に「及び障害者」を加える。

別表保険年金課長の項第2号中「、葬祭費及び精神・結核医療付加金」を「及び葬祭費」に改める。

別表京北出張所長の項第32号中「高齢者」の右に「及び障害者」を加え、同項第34号中「、葬祭費及び精神・結核医療付加金」を「及び葬祭費」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)